

## 1. 検討事例

事業者による車椅子のままの入浴拒否と車椅子利用者への入浴配慮の不提供が不法行為を構成しないとされた事例

## 2. 判決日

東京地方裁判所 平成25年4月22日

## 3. 関係者

<原告側>

X1・X2: 両下肢機能全廃により車いす生活を送っている者

※普段は介助を受けることなく1人で入浴

<被告側>

Y: スーパー銭湯を経営する株式会社A企画

## 4. 概要

- ▶ X1及びX2は、Yの従業員により、それぞれ車いすのままスーパー銭湯の浴場に入ることは禁止されていることを告げられ、以後、車いすのまま入浴することを拒否された。
- ▶ X1らは、Yが、X1らが車いすのまま浴場に入ることを合理的な理由なく拒否し、その後も、X1らが浴場に入ることができるような配慮をしなかったことなどを主張して、Yに対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料の支払を求めた。

## 5. 判決の要旨

- ▶ Yは、銭湯を利用する全ての顧客の安全面及び衛生面に配慮すべき義務を有するのであるから、Yが、車いすのまま浴場内に入ることを拒否したことはやむを得ないことと言わざるを得ず、不法行為を構成しないというべきである。
- ▶ 現時点では、車いす利用者の浴場への入場について、事業者側が採るべき措置について定まったものがあると認めるに足りる証拠はなく、Yが特段の配慮的な措置を採らなかったといて、直ちに不法行為責任を負うとまでは認め難い。
- ▶ もっとも、こうした状況が看過されることが好ましくないことは言うまでもなく、諸法令の規定や趣旨等に鑑み、公衆浴場を経営する事業者等の関係者が、公衆浴場を利用する車いす利用者に対する配慮的な措置の策定に努めていくことが求められる。

## 6. 判決の意義・特徴

- ▶ 事業者による不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の判断に際して参考になると考えられる。
- ▶ 事業者は、入浴配慮の手段・方法について柔軟な対応が求められ、仮に入浴配慮が過重な負担に当たると判断した場合には、車椅子利用者とその理由を説明することがもとめられると考えられる。

※上記内容は、内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に係る裁判例に関する調査」より引用しております。